

「インボイス激変」に備える 経過措置見直しに伴う実務対応と 経理「業務効率化・省力化」対策セミナー

インボイス制度は令和5年10月1日から始まりました。これに伴う経過措置であった「2割特例」や「8割控除」が終了することで、経理システムの改修・免税事業者のインボイス事業者への転換など、中小企業の各種負担増加も大いに予想されます。

本セミナーでは、このような税務環境の変化に対応するため、事務処理の注意点・経理業務の効率化・円滑な資金繰りなどに必要となる実務的な方法を解説します。

《主なカリキュラム》

- インボイス制度導入時の主な経過措置と変更点
 - ・「8割控除」の終了と「7・5・3割控除」の新設
 - ・「2割特例」終了後の状況 など
- 経過措置の変更による実務対応のポイント
 - ・個人事業主の3割特例、簡易課税の選択と届出
 - ・インボイスのない事業者からの仕入についての経過措置
 - ・税負担シミュレーションにも役立つ資金繰り表作成の要領 など

《講師》

田中豊実税理士事務所
税理士

北永光子 氏



《講師略歴》

東京理科大学大学院理工学研究科を卒業後、外資系企業などの経理・財務を経て、令和5年下関移住とともに税理士事務所勤務。

現在は、下関市の中小企業・個人事業主を中心に記帳指導、決算申告業務、税務相談を行う傍ら、下関商工会議所の税務相談員や研修のセミナー講師などを務め、難しい税金の話を実務に生かせる知識として伝える活動を行っている。

日時

令和8年 11 月 20 日 (金)
14:00~16:00

場所

下関商工会館 3 階 研修室 (南部町 21-19)

定員 20 名

対象

中小・小規模事業者 (会員・非会員不問)

受講料

無料

《主催》 下関商工会議所

《お問い合わせ先》 TEL 083-222-3333 (担当: 野崎)

E-mail shienka@shimonoseki.cci.or.jp

二次元コードで
お申し込みの方
はこちらから☞



「インボイス激変」に備える経過措置見直しに伴う実務対応と経理「業務効率化・省力化」対策セミナー

参加申込票 (担当: 野崎 / FAX 083-222-4094)

事業所名		受講者氏名	
所在地	(〒)	業種	製造・建設・卸売・小売・飲食・サービス・その他 ()
E-mail または FAX (いずれか)		TEL	
☆今回のセミナーで特に聞きたいとお考えのカリキュラムや内容をご記入ください。			

※ご提供いただきました情報は、当セミナーの参加確認・問い合わせ、別セミナーの開催案内にのみ利用致します。